ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	
［略］	［略］	
第六十条第三項第十二号	第六十条第三項第十二号	
［略］	［略］	
第六十条第三項第十四号	第六十条第七項	
前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）	
［略］	［略］	
第六十条第七項	第六十条の二第一項第三号	
［略］	［略］	
第六十条の二第一項第三号	三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	三　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等

ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法
［同上］	［同上］
第六十条第三項第十二号	
［同上］	［略］
第六十条第七項	
［同上］	［同上］
第六十条の二第一項第三号	
［同上］	イ
イ及びロ	